

用語の定義（令和 7 年度）

環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）並びに同別表「運送事業者への次世代自動車普及促進補助事業」における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「電気バス」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用せず、搭載された電池に外部から充電する機能を備え、検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、乗車定員 11 人以上のものをいう。
- (2) 「電気トラック」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用せず、搭載された電池に外部から充電する機能を備え、検査済自動車であって、トラックをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。
- (3) 「燃料電池タクシー」とは、燃料電池自動車であって、タクシー（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条大 1 条ハに規定の一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 10 人以下の 車両をいう。ハイヤーも含む。）として導入する車両をいう。
- (4) 「事業用」とは、道路運送法第 3 条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車（リース事業者が貸渡しを行う場合を含む。）をいう。